

定 款

旭有機材株式会社

旭有機材株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は旭有機材株式会社と称し、英文では、ASAHI YUKIZAI CORPORATION と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 合成樹脂およびその加工品の製造並びに売買
2. バルブ、パイプ等の配管用機器・材料の製造並びに売買
3. 水処理機器、公害防止機器および洗浄用装置の製造並びに売買
4. 珪砂の加工品の製造並びに売買
5. 各種水処理施設、温泉給湯設備および地域冷暖房設備の設計、施工および維持管理の請負
6. 試錐および各種さく井工事の設計、施工および監理
7. 地下資源を利用した発電およびその他の事業
8. 配管工事、電気計装工事、土木建築工事の設計・施工並びに監理
9. 産業廃棄物の処理・再生および再生品の売買
10. 樹木の栽培その他の緑化事業
11. 前各号に関連する技術指導および技術の販売
12. 経理事務業務の受託並びに労働者派遣事業
13. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を延岡市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は 4,000 万株とする。

(自社株の購入)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条 2 項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引により自己株式を取得することができる。

(単元未満株式の買増請求)

第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を、当会社に請求することができる。

(単元株式数)

第 9 条 当会社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 10 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 第 8 条に定める請求をする権利

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は株式につき株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。

- ② 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株主行使権の手続きその他株式に関する取扱いは、取締役会で定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第 13 条 定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は法令に別段の定めがあるときを除き、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、取締役がこれを招集し、その議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決 議)

第 17 条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがあるときを除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

(定 員)

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、10 名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選 任)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によりこれを行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第 21 条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会及び取締役会規程)

第 22 条 取締役会は取締役により構成し、法令又は本定款に別段の定めがある事項のほか、重要な業務の執行を決定する。

- ② 取締役会に関しては特に法令又は本定款に別段の定めがある事項のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役会招集及び決議の方法)

第 23 条 取締役会の招集の通知は各取締役に対して会日より 5 日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができるものとし、又取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開催することができる。

- ② 取締役会の決議は法令に別段の定めがあるときを除き取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数を以てこれを決する。

(監査等委員会及び監査等委員会規則)

第 24 条 監査等委員会は監査等委員である取締役により構成し、法令又は定款に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

- ② 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

(監査等委員会の招集通知)

- 第 25 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 5 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができるものとし、又監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役)

- 第 27 条 当社を代表すべき取締役は取締役会の決議によりこれを選定する。
② 代表取締役が複数の場合、取締役会の決議により、代表取締役の職務の分担を定めることができる。

(役付取締役)

- 第 28 条 取締役会はその決議を以て取締役会長を選定することができる。

(執行役員)

- 第 29 条 当社は、取締役会の決議によって執行役員を選任し、当社の業務を分担して執行させることができる。
② 取締役会はその決議によって社長執行役員を選定するほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を選定することができる。
③ 執行役員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規程による。

(報酬等)

- 第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(顧問又は相談役)

- 第 31 条 取締役会の決議により顧問又は相談役を置くことができる。

(取締役の責任免除)

- 第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は 1,000 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 会計監査人

（選任）

第 33 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第 35 条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 6 章 計 算

（事業年度）

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 37 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第 38 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

（中間配当）

第 39 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

② 前項の金銭には利息をつけない。

附 則

第 1 条 平成 27 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除および監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会終結に伴う定款変更前の定款第 40 条の定めるところによる。

昭和 19 年 10 月 12 日作成

昭和 50 年 5 月 28 日改定

昭和 20 年 11 月 22 日改定

昭和 56 年 6 月 26 日改定

昭和 20 年 11 月 23 日改定

昭和 57 年 6 月 28 日改定

昭和 21 年 12 月 20 日改定

昭和 59 年 6 月 29 日改定

昭和 22 年 7 月 16 日改定

昭和 62 年 6 月 26 日改定

昭和 24 年 9 月 30 日改定

平成 3 年 6 月 27 日改定

昭和 24 年 10 月 1 日改定

平成 4 年 6 月 26 日改定

昭和 25 年 11 月 27 日改定

平成 6 年 6 月 29 日改定

昭和 26 年 11 月 24 日改定

平成 10 年 6 月 26 日改定

昭和 30 年 2 月 25 日改定

平成 14 年 6 月 27 日改定

昭和 30 年 11 月 28 日改定

平成 15 年 6 月 27 日改定

昭和 31 年 11 月 27 日改定

平成 16 年 6 月 29 日改定

昭和 35 年 5 月 27 日改定

平成 18 年 6 月 29 日改定

昭和 35 年 11 月 28 日改定

平成 21 年 6 月 26 日改定

昭和 36 年 5 月 27 日改定

平成 26 年 6 月 26 日改定

昭和 36 年 11 月 28 日改定

平成 27 年 6 月 19 日改定

昭和 3 7 年 1 1 月 2 9 日改定

平成 2 9 年 6 月 2 2 日改定

昭和 4 2 年 5 月 3 0 日改定

令和 3 年 6 月 1 8 日改定

昭和 4 8 年 1 1 月 2 8 日改定

令和 4 年 6 月 2 4 日改定